

今年は医療費が
ずいぶんかかったな...



と思ったら...

医療費控除を申告しましょう!

医療費控除とは

納めた税金の一部が還付金として戻ってくる
場合や、納める税金が減額される場合があります。

本人または、本人と生計を共にする配偶者、
そのほか親族のために支払った医療費が対象です。

★その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象です

●家族の中で一番所得の多い人が医療費の支払いをすると、
控除額が多くなります。

●治療は、同じ年に家族でかかったほうがお得です。

たとえば、家族の中で今年歯科治療をした方がいる場合、
ほかの家族の方の治療も検討してみてもいいかもしれません。

●医療費控除は5年前までさかのぼって受けることができます。

医療費控除の対象になる自費治療の例

オールセラミック



天然の歯の様な仕上がり

インプラント



残った歯を長持ちさせる

ノンクラスプデンチャー



バネがなく軽い

入れ歯



質の良い入れ歯

つめもの



虫歯になりにくく
きれいな仕上がり

かぶせもの



歯垢がつきづらく
歯にやさしい

いつまでも

おいしく食事が楽しめますように

若々しく健康的で

美しい口元で過ごせますように

お口の健康のために

歯の定期検診を受けましょう

当医院の技工物は全て国内にて

製作されております



弥生台マノア歯科

MANOA DENTAL CLINIC

〒245-0008

神奈川県横浜市横浜市区弥生台16-1

相鉄ライフやよい台

045-435-9666

医療費について詳しく知りたいことは

■ 国税庁ホームページをご覧ください ■

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

トップページ > 税について調べる > タックスアンサー > 所得税 > 医療費を支払ったとき

きちんと治療・賢く節税

知っておきたい 医療費控除の事

保存版

医療費控除の対象になるものは
たくさんあります

領収書は大切に保管して下さい

知っててよかった♪



医療費控除による節税額は？

生計を共にするご家族で、1年にかかった医療費の合計が10万円を超える場合、支払った税金の一部が還付されたり、もしくは、支払うべき税金が減額されます。

医療費控除額の計算方法

1年間で支払った医療費の総額 - 保険金などで
 保険金などで 10万円 = 医療費
 保証される金額 所得が200万円
 未滿の方はその5% 控除額

※控除額は200万円が限度です

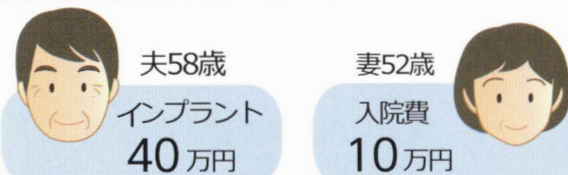
節税額の計算方法

医療費控除額 × 所得税率 = 節税額
 (住民税含む)

医療費控除でどのくらい医療費の負担がすくなるの？

Model Case 1 Aさん家族の場合

課税所得 ^注 600万円 医療費合計 50万円 の場合



医療費控除額：(医療費50万円-入院給付金4万円)-10万円=36万円
 節税額(還付金)：36万円×税率30%=10万8千円(住民税控除も含む)

実際の負担額 50万円-10万8千円 = **39万2千円**
 (医療費合計) (節税額)

妻の入院分の負担が減ります

注 医療費控除以外の各種所得控除を適用した後の所得金額です。

Model Case 2 Bさん家族の場合

課税所得 ^注 700万円 医療費合計 80万円 の場合



医療費控除額：(医療費80万円-補てん金0万円)-10万円=70万円
 節税額(還付金)：70万円×税率30%=23万1千円(住民税控除も含む)

実際の負担額 80万円-23万1千円 = **56万9千円**
 (医療費合計) (節税額)

妻のセラミック歯分の負担が減ります

注 医療費控除以外の各種所得控除を適用した後の所得金額です。

手続きのながれは？

医療費にかかった領収書は取っておき、交通費も記録しておきましょう。

1月～12月までの領収書を家族別に保管しておく、届け出の時に集計しやすいです。

※病院からもらった領収書はなくさないように保管しましょう。

必要書類を準備しましょう。

※必要な書類は対象の方により異なる場合があります。

申告書

確定申告の申告書は国税庁のホームページまたは税務署、市区町村窓口でお受け取り出来ます。

医療費の領収書

交通費は領収書がなくてもOKです。料金や経路を記録しておきましょう。

医療費控除の内訳書

保険金などで補てんされている金額が分かるもの

銀行通帳

確定申告される方の名義の物

給与明細の源泉徴収票

給与と所得者の場合です。

サラリーマン等で、税金の還付が受けられる方は、医療費を支払った翌年から還付のための申告書を提出できます。事業所得者等で、税金を納税される方は、支払った翌年の確定申告期間(3月15日まで)に申告して下さい。

確定申告者は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

さあ、今年から、医療にかかった領収書はきちんととっておき、交通費の記録も忘れずに!

住民税が安くなるとお子様の保育園の料金が安くなる場合もあります!

医療費控除申告で翌年の住民税が安くなることも!



課税所得金額別 節税額早見表

(給与所得控除後)

課税所得額 税率	医療費総額			節税率
	30万	50万	100万	
195万円未満 税率15%	33,750円	63,750円	138,750円	13.8%
195万円～330万円未満 税率20%	40,000円	80,000円	180,000円	18%
330万円～695万円未満 税率30%	60,000円	120,000円	270,000円	27%
695万円～900万円未満 税率33%	66,000円	132,000円	297,000円	29.7%
900万円～1800万円未満 税率43%	86,000円	172,000円	387,000円	38.7%
1800万円以上 税率50%	100,000円	200,000円	450,000円	45%

※課税所得金額は医療費控除以外の各種所得控除を適用した後の金額です。
 ※節税額には住民税からの控除分も含まれています。

住民税の税率は地域によって異なります。地方自治体によっては住民税の標準税率10%に、税率を少し上乗せしているところがあります。実際の節税額は住民税額を標準税率の10%で計算していますので、実際の節税額はそれ以上となります。